

各 小・中学校
保護者様

白川町教育委員会

岐阜県非常事態宣言中の学校教育活動（1/17～2/18） （新型コロナウイルス 厳重警戒）

1月17日、岐阜県は独自の「非常事態宣言」を発出しました。また、国に対して「まん延防止等重点措置」を申請しています。

白川町では、下記のとおり学校教育活動を実施しますのでご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

1 基本方針

- 学校や学級単位での活動を基本とします。学校間の交流については、オンラインによる交流に切り替えたり、時期を延期したりします。どうしても対面による交流が必要な場合は、町教育委員会と協議して決定します。
- 学級閉鎖の基準は、1月14日付け白教学第347号でお知らせしています。
- 学級閉鎖、個人的な出席停止等に対して、タブレットパソコンを使ったオンライン授業を実施します。ただし、教職員が感染することもありますので、状況に応じて対応します。

2 教育活動

(1) 日課

- ・通常の日課です。臨時に下校時刻を変更する場合は、学校から連絡があります。

(2) 学校行事等

- ・校内行事については、活動内容、感染リスクと感染防止対策等を検討し対応します。
- ・校外学習については、内容・方法等を考慮して延期、または中止とします。

(3) スポーツ活動（1/21～2/18）

①原則

- ・県内外を問わず、他校・他団体との練習試合は実施しません。
- ・中学校部活動：平日は4日、2時間以内（スポーツリンクの時間を含めて）まで実施可能とします。ただし、休日は実施しません。
- ・スポ少・スポーツクラブ：平日は午後8時まで可能とします。ただし、休日は実施しません。（大人のスポーツ活動：平日は午後8時まで可能とします。ただし、休日は実施しません。）

②特例（土日について）

- ・次につながる大会が2週間以内にある場合、中学校部活動、スポ少・スポーツクラブの実施は、土日のどちらか1日、3時間以内可能とします。その際、学校及びスポーツ団体と教育委員会が安全な活動について慎重に協議します。実施に当たって、教育委員会に「実施計画と安全対策の届け」を出してもらいます。

3 健康管理のお願い

- ①**健康チェック**は平日も休日も継続してください。
- ②**体調に異変**を感じたら無理をせず、学校を休ませてください。本人はもちろん**家族の誰か**が体調不良の時も同じです。この場合、「欠席」にはなりません。そして医療機関を**受診**してください。
- ③本人はもちろん**家族の誰か**が**PCR検査等**を受けることになったら学校へ連絡してください。
- ④**マスク着用、手洗いと手指消毒、部屋の換気等**を継続してください。